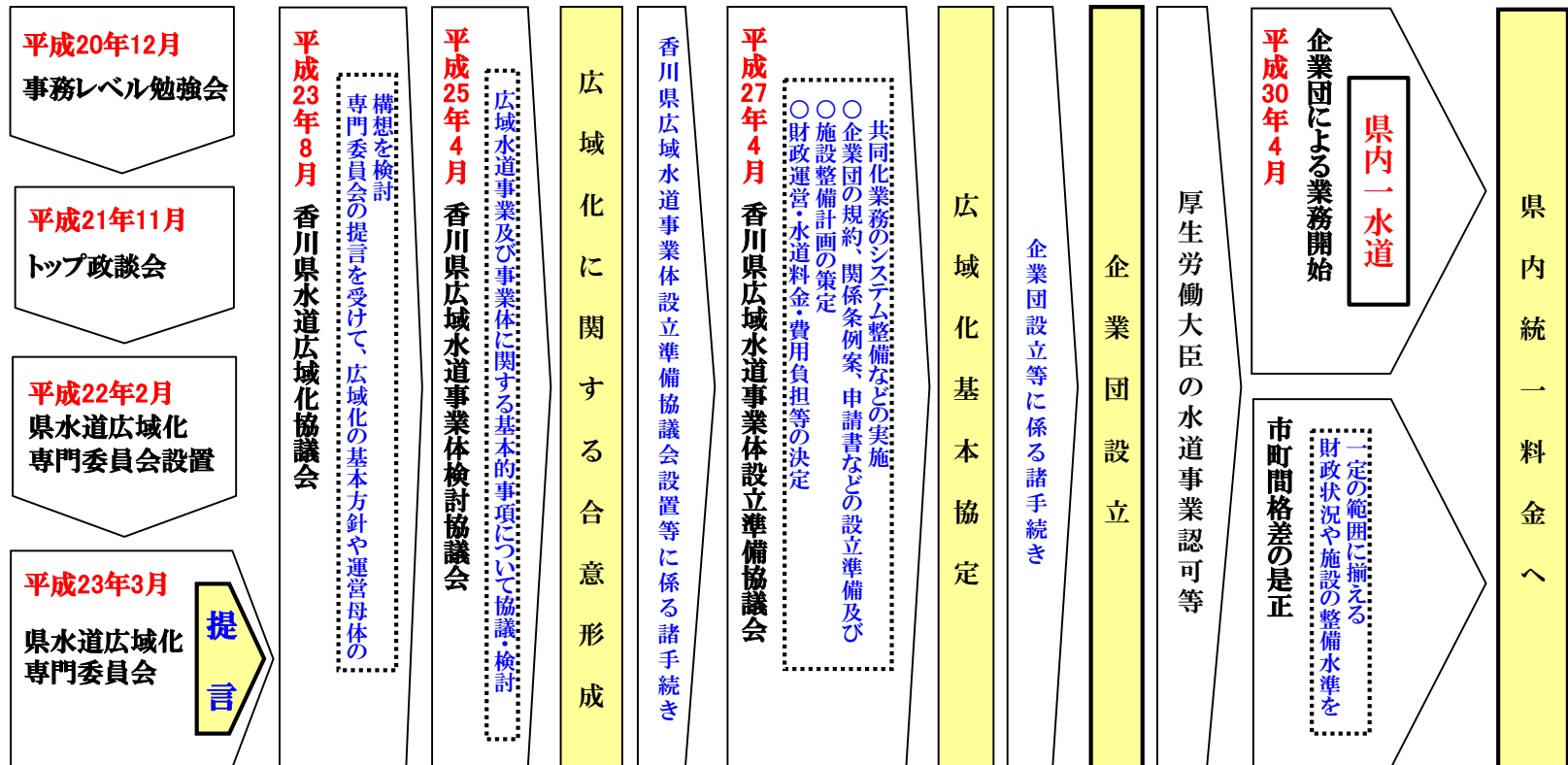
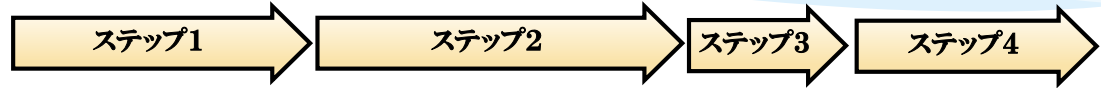


水道広域化の進め方

年度	～平成22年度	23～24年度	25～26年度	27～29年度	30～39年度	40年度～
----	---------	---------	---------	---------	---------	-------



広域化に関する合意形成

(H23年8月～H27年3月)

香川県水道広域化専門委員会
提言 (H23年3月)



香川県水道広域化協議会
(知事及び8市9町長で構成)
(H23年8月～)
提言を受けて検討協議



香川県水道広域化検討協議会
(知事及び8市8町長で構成)
(H25年4月～)
「広域水道事業及びその事業体
に関する基本的事項のとりまとめ」を了承



香川県広域水道事業体
設立準備協議会へ

広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項
のとりまとめ (H26年10月)

(ポイント)

○広域水道事業体の運営母体の組織形態は「企業団」とし、経営の効率化、水道施設の最適化を図り、経営基盤を強化する。

○運営の効率化を図るとともに、水源の一元管理、円滑な水融通を行うため、各水道事業体ごとに整備している浄水場や水源施設について、広域的な観点から再編整備する。

○国庫補助(10年)を活用して、遅れている水道施設の更新・耐震化を計画的に実施、地域間の円滑な水融通を行うための広域水道施設を整備。

○当初10年間は、各事業体ごとに区分経理を行い、事業体間の公平性を保つため、区分経理終了時の内部留保資金を料金収入の50%にする。区分経理終了後、水道料金を統一。(一体経理)

○一般会計繰出金をルール化。

○上水道事業に統合された簡水は引き継ぐ。

○水道用の資産負債は企業団に無償で引き継ぐ。

香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置

(H27年4月～)

(概要)

- 地方自治法第252条の2の2第1項による法定協議会（議会議決を経て設置）**
- 広域水道事業体の設立に係る連絡調整、広域水道事業体が経営する広域的な水道事業に係る計画の策定に関する事務を行う。**
- 関係団体の首長で構成。会長は知事、副会長は高松市長、関係市町長は委員。**
- 幹事会は、関係団体の部長級職員等で構成し、協議会に諮る案件を協議・調整する。**
- 課長会は、関係団体の課長級職員等で構成し、幹事会に諮る案件を協議・調整する。**
- 協議会の事務局は、関係団体から派遣等された職員で構成し、協議会の協議資料の作成等を行う。（県6人、高松市2人、市町各1人）**
- 作業班は、総務、危機管理、営業業務、給水装置、工事執行体制、運転管理、水質管理の7班、個別専門的な事項について調査検討を行い事務局に報告する。**

香川県広域水道事業体設立準備協議会の意思決定

香川県広域水道事業体設立準備協議会（関係団体の首長で構成）
広域水道事業体に関する重要事項を決定



幹事会（関係団体の部長級職員等で構成）
協議会に諮る案件を協議・調整



課長会（関係団体の課長級職員等で構成）
幹事会に諮る案件を協議・調整



事務局（関係団体の職員で構成）
広域水道事業体の設立準備、協議案の作成、連絡調整

総務	作 危機管理	営業業務	業 給水装置	工事執行	班 運転管理	水質管理
----	-----------	------	-----------	------	-----------	------

協議会での検討内容（概要）

協議会での検討内容（概要）

（スケジュール）

○H29年11月頃企業団設置、H30年4月水道事業開始に向けて、広域化スケジュールに従って準備を進める。

（組織体制）

○企業団設立に合わせ、本部を高松市に設置する。

○事業開始当初は各団体の水道部局課を出張所とし、事業開始2年後、ブロック統括センターを設置し、出張所業務を集約する。

（財政運営）

○事業体間の公平性を確保するため、企業団が業務を開始するH30年度からH39年度までの10年間は、旧事業体ごとに区分経理を行う。区分経理期間に、旧事業体間の施設整備状況や財政状況の格差を是正し、同期間終了後に水道料金を統一（一体経理）する。

○同期間終了時には、旧事業体ごとに、内部留保資金を料金収入の50%以上、企業債残高を同3.5倍以内を達成する。

○同期間中、厚生労働省の交付金を活用するとともに、料金値上げの著しい旧事業体は、総務省の基準に基づき一般会計から繰出しを行う。

協議会での検討内容（概要）

協議会での検討内容（概要）

（施設整備）

○厚生労働省のアセットマネジメントを参考に更新基準を設定し、更新基準に基づき、水道施設の更新・耐震化を行う。

○更新基準に基づき、H55年度までに必要となる更新事業費を算出するとともに、「経年施設更新計画」を策定。

○水源の一元管理や円滑な水融通を行うため、浄水場や連絡管などの再編整備を行う「広域水道施設整備計画」を策定。

（財政収支の試算）

○財政運営の方針、施設整備の方針等に基づき、事業運営を行った場合の財政収支を試算。試算では、供給単価と家庭用20m³使用水道料金について、これまでどおり単独経営を行った場合と広域化を行った場合を比較。